

公 安 委 員 会 会 議 録

開 催 日 時	自 午後 1時00分 令和7年8月20日（水） 至 午後 4時01分
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公安委員 今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 警察庁指定広域技能指導官等を招へいした実践(戦)塾の開催結果

地域部長から、

あらゆる事態を想定した訓練を継続し、殉職・受傷事故防止対策を強化しているところであるが、より高度な知識や技能の習得のため、エキスパートによる実践指導を受けたので報告する。

(1) 通信指令実践塾

ア 概要

通信指令技能向上等のため、通信指令を専門とする警察庁指定広域技能指導官を招へいし、8月4日及び8月5日の2日間、警察本部研修室において、延べ46人を対象に通信指令実践塾を開催

イ 内容

- 初動警察活動の意義、重要性等の教養
- 110番受理及び無線指令要領
- 想定訓練を実施し、解説を織り交ぜた実技指導

ウ 反響・効果

「通信指令を行う際、受理の基本である先入観の排除や、通報者に寄り添う気持ちが必要であることが分かった。」などの声があり、通報を受けてから現場へ警察官が到着するまでのレスポンスタイムの短縮や通信指令技能の更なる向上が期待できるものとなった。

(2) 初動対処実戦塾（現場応急手当）

ア 概要

現場での応急手当の知識や技能の習得のため、福岡県警察地域総務課管理官を招へいし、7月31日及び8月1日の2日間、山口県警察学校において、延べ129人を対象に初動対処実戦塾を開催

イ 内容

- 現場での応急手当の基礎知識、警察活動上での必要性等の教養
- 警察官による現場での応急手当（止血等）要領
- 想定訓練を実施

ウ 反響・効果

「現場警察官の対処次第で負傷者の命を救うことができると分かり、応急手当に関する技能の必要性を痛感した。」などの声があり、今後も適切な時期を捉え、あらゆる事態を想定した訓練の継続が重要であることを再認識した。

旨の説明があった。

野村委員から、「通信指令や現場応急手当は、初動の対応が難しいと思う。現場応急手当は救急救命士等が行うイメージがあったが、今回の説明により警察官が警察活動を行いながら応急手当を行うシチュエーションがあるとわかった。よい取組であると思う。」旨の発言があった。

弘永委員から、「参加されたのは警察官の一部であると思うが、有意義な場だったと思う。なるべく多くの方が、できれば複数回経験できれば良いのではないか。対応方法を見たことがあるだけでも応急の場での対応に差が生じると思うので、訓練を継続して行うようお願いする。」旨の発言があった。

今村委員長から、「訓練の大切さを痛感した。通信指令について、見えないものを想像していくことから、熟練が求められると同時に、先入観の排除は重要である。現場応急手当について、現場では警察の使命として犯人の逮捕を行う一方で、応急手当を求められる場合など、警察独自の課題があると思う。ネクタイによる止血について、細いものでは神経を痛めるので注意してほしい。また、応急手当の際にマスクを着用すればリスクが軽減できる。ところで、現場経験の少ない若い職員に訓練してもらうことが大切であると思うが、訓練に参加した方はどのような方々だったか。」旨の発言があり、地域部長から、「訓練の参加者は主に若い層が参加しており、幹部職員も訓練を視察した。」旨の説明があった。

2 8月9日から大雨に伴う災害警備活動の状況

警備部長から、

災害警備活動の状況について報告する。

(1) 気象状況及び影響（気象警報等）

前線の停滞により、8月9日夜間に、下関地方気象台から下関市等に大雨・洪水警報等が発表され、その後、山口県内の全ての市町で警報が発表された。

警報等が解除される8月13日までの4日間、県警全体で警戒態勢を取った。

特に、8月10日午後、山口県西部に線状降水帯が発生し、下関市で24時間雨量が約370mm、宇部市で24時間雨量が約300mmと記録的大雨となった。

(2) 山口県内の道路情報・規制（最大時）及び公共交通機関の影響

ア 高速道路

中国道(小郡IC以西)、関門道(関門橋)、山陽道(宇部JCT・山口南以西)において通行止め

イ 国道2号

8月10日から11日、最大時で、下関市関門トンネルから山陽小野田市談合峠までの約24kmの間で渋滞

ウ 列車運行情報（最大時）

山陽新幹線及び山陽本線を含む在来線全線運転見合わせ

(3) 警察対応

ア 警備体制

- 警報発表に伴い、県災害警備連絡室を設置
- 線状降水帯発生により、県災害警備本部を設置

※ 知事を長とする県災害対策本部設置（８月１０日１８時～１３日１２時）
イ １１０番通報等の受理状況（警報等発表中）

道路冠水、土砂崩れ、住家・車両浸水、倒木、河川氾濫等により、１００件を超える通報を受理

ウ 人的被害

８月１０日、阿武郡阿武町の国道１９１号上で土砂崩れにより、通行車両の運転者１名が軽傷

エ 主な警察活動

○ 下関警察署管内

- ・ 冠水道路で車両内に閉じ込められた運転者１名を救助
- ・ 浸水家屋に取り残された高齢者２名を救助

○ 宇部警察署管内

- ・ 浸水家屋に取り残された高齢者２名を救助

○ その他

- ・ 二次災害防止及び交通渋滞緩和等に向けた警察部内及び部外との連携

(4) A I 防災・危機管理システムによる情報収集

A I 防災・危機管理システムは、令和６年１２月から運用を開始し、一般の方からＳＮＳを通じて災害現場の映像や位置情報を集約しており、今回の災害警備活動においても有効なシステムであった。

(5) 今後の対応

秋の台風シーズンに備え、各警察署と連携し、さらに各種システムの活用を行うことで、災害対策に万全の体制で臨みたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「豪雨による災害は身近な災害となってきたように感じる。先日、機動隊の装備や訓練を視察し、しっかり準備していると感じた。１１０番通報等について、災害関連のみで１００件を超える通報が寄せられたのか。豪雨災害は、地震ほどではないが同時多発的に被害が発生するので、被災に関する情報を整理し、出動を検討する必要があると思う。引き続き対応をお願いする。」旨の発言があり、警備部長から、「災害関連のみで１００件以上の通報が寄せられた。警察本部で災害現場に関する情報を収集しており、情報を精査の上、対応している。」旨の説明があった。

弘永委員から、「下関市内でも浸水被害があり、パトカーが迂回を促すなどの対応を行っていた。対応された警察官は大変であったと思う。今後もしっかりと対応をお願いする。」旨の発言があった。

今村委員長から、「今回の災害警備活動に対する対応について反省点などはあるか。さらに、今後、災害対策に関して要望等はあるか。」旨の発言があり、警備部長から、「反省点は、冠水により車両の通行が困難となった道路に、次々と一般車両が流入してきたことに対して、道路管理者と連携し早めの通行止め等を行えばよかった部分がある。要望としては、山口県警備業協会や山口県旅館ホテル生活衛生同業組合など、警察部外の団体等と災害対策に関する協定を締結していることから、今後、警察部外に協力を依頼する機会があれば力になってもらえるとありがたいと考えている。」旨の説明があった。

第２ 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者2名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における供述内容について説明を受けて審議し、1名については補充調査を行った後に再審議を行うこととして処分を保留し、1名については量定どおり処分を決定し、そのほか意見の聴取等欠席者27名の処分を決定し、2名を再呼び出しとした。

(2) 審査請求に係る弁明書の作成

運転管理官から、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受け、8月6日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を決定し、決裁した。

(3) 次回開催する意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理官から、9月3日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(4) 公安委員会宛て文書への対応方針

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた文書について対応方針の説明を受け、決裁した。

(5) 審査請求に係る答申の受理

警察県民課長から、令和5年4月3日付けで警察本部長が行った処分に対する審査請求について、山口県情報公開・個人情報保護審査会から答申を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(6) 警察職員の派遣に係る援助要求

警備課次長から、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭に伴う警備諸対策に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

(7) 審査請求の審理

交通規制課長から、令和6年8月7日に受理の報告を受けた審査請求について、審理経過の説明を受け、裁決書を決裁した。

(8) 山口県道路交通規則の一部改正

交通規制課長から、山口県道路交通規則の一部改正について説明を受け、決裁した。

(9) 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正

交通規制課長から、山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正について説明を受け、決裁した。

(10) 山口県警察本部組織規則の一部改正

企画室長から盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部施行に伴う山口県警察本部組織規則の改正について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理官から、7月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課次長から、7月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、7月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 業務報告

本部長から、令和7年度上半期の業績目標推進状況について、報告を受けた。

(3) 「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の開始

公安委員会会務官から、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づ

く調査の開始について、対応方針の報告を受けた。

(4) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、7月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(5) 山口県公安委員会事務の専決状況

交通規制課長から、7月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、生活安全企画課長から、7月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画課長から、7月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(6) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律

生活安全企画課長から、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行等について、報告を受けた。

(7) 監察関係業務報告

監察官室長から、7月中の警察本部長宛てになされた苦情の受理状況等について、報告を受けた。

(8) 山口県交通安全ムービー・フォトコンテスト2025の審査

交通企画課長から、山口県交通安全ムービー・フォトコンテスト2025の審査について、説明を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。

第4 その他

第2の1の(7)から(10)及び2の(5)から(8)は、今村委員長及び野村委員により決裁した。